

## 米沢市立病院の「診療費領収書」への有料広告の掲載の募集

### 1 広告の概要

- (1) 広告媒体 診療費領収書（以下「領収書」という。）
- (2) 発行枚数 11万枚
- (3) 発行開始日 令和7年1月上旬を予定（在庫状況により若干の変動があり。）
- (4) 広告期間 発行を開始した日から11万枚分の発行が終了する日まで
- (5) 対象者 米沢市立病院（以下「病院」という。）が発行する領収書を受け取る方
- (6) 用紙の規格 病院指定領収書用紙 寸法：縦11cm×横23cm
- (7) 枠数・位置（下図を参照）
  - ① 枠数 3枠
  - ② 1枠規格 上部1枠の大きさ：縦3cm×横22cm 色：黒1色刷り  
下部2枠の大きさ：縦5cm×横11cm 色：黒1色刷り
  - ③ 位置 用紙の上部に1枠、下部に2枠を配置
- (8) 掲載料 1枠88,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (9) 募集期間 令和6年8月1日（木）から令和6年8月16日（金）まで
- (10) 受付
  - ① 受付日 募集期間のうち土曜日、日曜日及び祝日を除く日
  - ② 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

### 2 申込みから掲載までの流れについて

- (1) 広告の掲載を希望される方は、米沢市立病院広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に広告の原稿（案）か広告する内容がわかる書類（以下「広告案」という。）を添付して医事課医事担当（以下「担当部署」という。）まで提出してください。なお、申込書の「2 掲載希望期間」の記入は必要ありません。
- (2) 病院では、申込書を受け付けると、広告案の内容が病院の定める基準に合っているかを審査し、疑義が生じた場合には、経営会議に諮ります。このため、広告案は、できるだけ具体的なデザイン、文章等で提出してください。
- (3) 広告の掲載の可否は、病院の定める基準により順位を付け決定しますが、同一の順位の方が複数いた場合は抽選により決定いたします。しかし、これまで継続して広告掲載された方が含まれている場合には、その方を優先的に決定させていただきます。
- (4) 広告の掲載の可否を決定した場合は、広告を掲載していただく方（以下「広告主」という。）には米沢市立病院広告掲載決定通知書を、そうでない方には米沢市立病院広告非掲載決定通知書を送付します。
- (5) この広告は、一定期間発行されるものなので、病院と契約を結んでいただくこととなります。契約の後で掲載料を入金していただくために納入通知書兼領収書（以下「納付書」という。）をお渡しします。
- (6) 広告主は掲載料を一括で入金してください。入金の方法は、病院が指定した口座に振り込むか、現金と納付書を担当部署まで持参してください。なお、口座に振り込む

場合は、広告主の名前で行い、振込みに係る費用は広告主の負担となります。

- (7) 広告の原稿は、そのまま印刷できるように広告主が作成し、指定された日までに提出してください。また、パソコンで作成される場合は、データのやり取り上なるべく汎用性のあるソフトで作成されたもの（pdf 形式や word で作成されたものなど。）が望ましいと言えます。なお、広告の原稿の作成にかかる費用は、すべて広告主の負担となります。
- (8) 病院では、提出された広告の原稿から見本を作成し、それをすべての広告主に送付しますので、見本の内容に不明な点等があった場合は、担当部署までご連絡ください。ただし、枠の配置は、病院で決めますので変更等には応じることができません。
- (9) 広告の方法は、広告を印刷した用紙に、プリンタで医療費の請求内容を印刷することで領収書として発行されます。発行された領収書は、会計の窓口等で患者さんやそのご家族等に渡ることになります。

### 3 応募資格

次に該当する方は、広告の掲載の申込みを受け付けることができません。また、広告の掲載の審査過程や決定後に該当するとわかった場合は、非掲載の決定となるか決定の取り消しとなります。

- (1) 過去1年以内に国又は本市その他の地方公共団体から一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (2) 会社の更生手続開始、再生手続開始等の申立てがなされているもの
- (3) 個人又は団体の代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者であるもの
- (4) 個人又は団体が法人の場合にあっては当該団体が、法人でない場合にあっては当該団体の代表が納めるべき本市の税を現に滞納しているもの
- (5) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする個人又は団体であるもの
- (6) 暴力団又はその構成員の統制下にある個人又は団体であるもの
- (7) 地方自治法に基づく議員等の兼業禁止規定に抵触することとなる個人又は団体であるもの
- (8) その他病院が広告を掲載することが適当でないと認めるもの

**※ 米沢市立病院広告掲載基準に定めるものも同様に取り扱います。**

### 4 広告の募集・掲載に関する注意事項

- (1) 広告主が1人以上いない場合か、広告の枠が1枠以上確保できなかった場合は、広告の掲載を中止します。
- (2) 広告の枠は、1人の広告主につき1枠となりますが、広告主が3人未満か、広告の枠が3枠未満の場合は、申込みの先着順に1枠分ずつ増やすことができます。広告主が1人の場合は、3枠をすべて使うことも可能です。掲載料は、増やした枠数分だけ増額となります。
- (3) 広告を掲載する位置、枠数、規格等は、広告主の人数、広告枠等の理由により変更する場合があります。

- (4) 広告の内容に関しては、広告主が一切の責任を負うこととなりますのでご注意ください。
- (5) 広告の原稿は、病院の広告として掲載に支障があると判断した場合は、適切なものに修正していただくことになります。
- (6) 広告の掲載にあたり、次の場合には広告の掲載の決定を取り消すことになります。
- ① 病院が指定する日までに広告の原稿等を提出しなかったとき。
  - ② 病院が指定する日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (7) 広告の方法として、病院の医療費を滞納している方等には、領収書を渡すことができませんので、プリンタから発行された時点で広告されたとみなさせていただきます。同じく、プリンタ障害等のやむを得ない理由により発行される前に廃棄した場合も広告されたとみなさせていただきます。

## 5 担当

米沢市立病院事務局医事課医事担当

〒992-8502 山形県米沢市相生町6番36号 米沢市立病院1階

電話(0238)22-2450(代) (内線 2125) Fax(0238)22-2876

e-mail [biji-ka@city.yonezawa.yamagata.jp](mailto:biji-ka@city.yonezawa.yamagata.jp)

## ○ 広告を掲載した略図

### 【診療費領収面 (表)】

請求番号		患者番号		氏名		本家区分		保険区分	
診療科		入外区分		病種区分		診療期間		負担率 %	
区分	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射	
保険適用(点)									
保険適用外(円)									
区分	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療	病理診断	DPC包括	
保険適用(点)									
保険適用外(円)									
区分	DPC調整差額				小計	消費税(円)	食事療養費(円)	生活療養費(円)	
保険適用(点)									
保険適用外(円)									
区分	入院室使用料	分娩料等	ドック・健診等	文書料	洗濯料	電話料	特別メニュー・食事	病衣・おむつ代	
保険適用外(円)									
区分	選定療養等	その他			小計				
保険適用外(円)									

※ 厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

合計	円	円	円
負担額 ①	円	円	円
合計(D+A+E)	円	領収金額	円

米沢市立病院 領収印

【広告掲載面 (裏)】 ①：上部1枠 ②、③：下部2枠



米沢市立病院広告掲載申込書

米沢市病院事業管理者 あて

申込者 住所（所在地）

氏名（名称）

⑩

電話番号

担当者氏名

有料広告の掲載について、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告媒体(番号を○で囲んでください。)

(1) 病院のホームページ

② その他(診療費領収書)

2 掲載希望期間

(記入不要)

3 広告掲載希望枠(掲載を希望する枠番号を○で囲んでください。)

① 上部枠

② 下部左枠

③ 下部右枠

4 広告の内容(広告の案等を添付してください。)

この有料広告の掲載の申込みに当たり、次に掲げるいずれにも該当しないことを誓約します。

1 過去1年以内に国又は本市その他の地方公共団体から一般競争入札等の参加を制限されているもの

2 会社の更生手続開始、再生手続開始等の申立てがなされているもの

3 個人又は団体の代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者であるもの

4 個人又は団体が法人の場合にあっては当該団体が、法人でない場合にあっては当該団体の代表が納めるべき本市の税を現に滞納しているもの

5 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする個人又は団体であるもの

6 暴力団又はその構成員の統制下にある個人又は団体であるもの

7 地方自治法に基づく議員等の兼業禁止規定に抵触することとなる個人又は団体であるもの